

# 愛玩動物による新たな外来種の侵入・拡散防止に関する検討結果について

## 地域連絡会議報告

愛玩動物による新たな外来種の侵入・拡散防止に関する  
地域課題ワーキンググループ  
平成31年1月28日

1

### 1. 検討の背景について

#### ○ネコ対策の経緯について

##### 1996年頃～

飼い主のいないネコによる希少鳥類被害、環境衛生悪化  
→捕獲した集落ネコを避妊去勢し、マイクロチップを装着

##### 1999年4月～

小笠原村飼いネコ適正飼養条例施行  
→飼いネコの登録、適正飼養推進

##### 2006年～

小笠原ネコに関する連絡会議発足  
山域のネコの捕獲事業の本格実施

##### 2008年度～2016年度

動物派遣診療（東京都獣医師会協力）による適正飼養推進

##### 2017年5月～

小笠原世界遺産センター動物対処室開設（獣医師常駐）  
→野生鳥獣治療、ペット診療・適正飼養推進

→ **成果**：ノラネコの減少、ペットの適正飼養の浸透  
希少鳥類の生息数の回復  
**課題**：ノネコの継続捕獲



©2005 NPO 小笠原自然文化研究所

©2005 NPO 小笠原自然文化研究所

アカガシラカラスバト

#### ○世界遺産関係の経緯について

##### 2011年6月

小笠原諸島世界自然遺産登録  
世界遺産委員会

要請事項：**侵略的外来種対策の継続**

##### 2012年度～2015年度

新たな外来種の侵入・拡散防止に関するWG

→課題整理：

新たな外来種の侵入・拡散リスクの低減。  
そのうち、新たな外来種となりうるイヌ、  
ネコ以外のペットの対応は、短期的課題として整理

##### 2015年度～2018年度

愛玩動物による新たな外来種の侵入・拡散防止  
に関する地域課題WG（愛玩動物WG）

→**ペットに関する管理の強化の検討**



ノヤギ・ノネコ侵入防止柵



捕獲されたグリーンアノール

4

## 2. 検討の結果について

愛玩動物WG（2015年度から2018年度まで計12回開催）

構成団体・アドバイザー：

環境省小笠原自然保護官事務所、林野庁小笠原諸島森林生態系保全センター、東京都小笠原支庁（産業課、土木課）、東京都島しょ保健所小笠原出張所、小笠原観光協会、NPO法人小笠原自然文化研究所、NPO法人小笠原野生生物研究会、小笠原動物協議会獣医師学校法人神奈川大学法学部準教授、公益財団法人東京都獣医師会業務執行理事、飼い主の会代表、母島獣医師

検討事項：

新たな外来種WGの課題整理を受けて、  
ペットをはじめとした動物の飼い方の制度（案）を検討  
→**村の条例として執行することを想定**



2017年11月

人とペットと野生動物が共存する島づくりシンポジウム

検討結果：

1. 基本認識：
  - ・ネコの適正飼養の推進、野生化したネコの捕獲（外来種対策）  
→長年の労力、大きなコスト、村民、関係者などの多大な協力（その他外来種対策全般にいえる）  
→飼いネコについては適正飼養が浸透しつつあり、希少種の生息数が増加するなど効果も見られている  
→**小笠原にとってはあらゆる動物がリスクとなるが、ネコと同様に制度・ルールを整えればリスクを低減可能**
  - ・小笠原世界遺産センター動物対処室の開設により、制度・ルールを運用する体制が整いつつある  
→**小笠原では、適正に管理すれば、ペットを飼うことは可能であり、野生動物とも共存できる**
2. 基本理念：**人とペットと野生動物の共存**
3. 検討結果：**実効性のある具体的な制度の検討。→制度（案）の骨子の策定**

3

## 3. 制度（案）の骨子 ～全体の構成～

**目的：ペットをはじめとした動物を適正管理にすることで、小笠原の生態系への影響を未然に防止する**

海洋島特有の小笠原の生態系は、外から持ち込まれるあらゆる動物がリスクを持っている

以下の動物を除き、**小笠原へ持ち込む動物、小笠原で飼うことができる動物を制限**

（持ち込み・飼養可能種リスト（イヌ、ネコなどのほ乳類の一部、小笠原村内で捕獲した動物）  
農業・畜産業・水産業の目的で飼われる動物  
学校教育、研究、生態系保全その他公益上必要な目的で飼われる動物  
その他、特別に許可された動物

5・6ページ目



○**動物の持ち込みの申告義務**：小笠原に持ち込まれる動物の把握・監視  
対象者：すべての人、対象動物：すべての動物

7ページ目

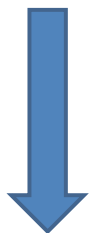
リスクはあるものの、  
適正管理を前提に、  
飼うことができる制度

○**ペットの登録・適正飼養義務**：村内のペットの把握・適正飼養を義務付け  
対象者：飼い主、対象動物：すべてのペット

8ページ目

○**動物の逸走防止等義務**：動物が野生下に逸走させないよう義務付け  
対象者：すべての人、対象動物：すべての動物

9ページ目



○村民の協力事項として、餌やり防止、飼い主の会の規定  
○審議会の設置の規定  
○指導・勧告・命令・検査：制限・義務に関し指導等の権限を村に付与  
○過料：制限・義務違反に関し過料制を導入

**人とペットと野生動物が共存する島を目指す**

4

#### 4. 制度（案）の骨子 ～持ち込み・飼養の制限～

**主旨：適正な管理を前提に、小笠原に持ち込み・飼養することができる動物を、制限する**

対象者：すべての人（観光客、村民、公的機関）

対象動物：すべての動物

※持ち込み・飼養可能な動物（制限されない動物）は以下のとおり

○ペット：ほ乳類の一部（イヌ、ネコ、ウサギ、モルモット、ハムスター）

→ **持ち込み・飼養可能種リスト**  
(選定の考え方は次ページ)

小笠原村内で捕獲した動物

→ 条例により、持ち込みの申告、登録と適正飼養、逸走防止の措置を義務付けて管理  
外来生物法、動物愛護管理法（東京都動物愛護管理条例）、狂犬病予防法等と組み合わせた管理

○農業・畜産業・水産業、学校教育、研究、生態系保全などを目的とした動物

例：畜産農家、漁業者、農業センター、水産センター、学校、研究機関、海洋センター、遺産センター、ネコ待ち など

→ 条例により、持ち込みの申告、逸走防止の措置を義務付けて管理

家畜伝染予防法、養蜂振興法、動物愛護管理法等組み合わせた管理

○**上記以外の動物は：村長の許可を受けなければ、持ち込み・飼養できない。**

→ リスク及び飼い方等について個別に検討する

<不許可基準>いずれかひとつでも該当すれば許可できない

① 持ち込み等行う動物の種類、性別等の特徴が明らかでない場合

② 移送及び飼養方法等において、その動物の特性に応じ適切な管理及び逸走防止措置がとられていない場合

③ 飼養等に係る動物を適正な管理を行うことができない者と認められる場合

④ 適正な管理を行っても、生態系等に係る被害を及ぼすおそれがある場合

→ 問題なければ、個別に許可（必要に応じて飼養条件を附す）する。

そのうえで、持ち込みの申告、登録と適正飼養、逸走防止の措置を行う

配慮事項：観光客にも配慮し、条例の施行にあたっては、周知期間を1年以上設けて、運用を開始する。  
それまでに登録すれば、現在飼っている動物はすべて飼うことができる（経過措置を設ける）

5

#### 5. 制度（案）の骨子 ～持ち込み・飼養可能種リストの選定の考え方～

**主旨：以下の検討を行い、専門家の意見を聞きながら、「持ち込み・飼養可能種リスト」を作成**

##### ■ 検討の前提条件

- ・すべての動物には、逸走・野外定着による生態系への影響リスクが存在
- ・マネジメントの実効性の確保

→ ブラックリスト制ではなく、ホワイトリスト制の採用

##### ① 生態系への影響リスクの情報整理

- ◆ 野外に逸走した際の生態系リスクが明らかかどうか
- ◆ 小笠原において野生状態で定着しているかどうか



##### ② 適正飼養の可能性とその担保の整理

- ・以下の3つの観点を中心として、適正な管理の徹底が見込まれるかどうか
  - ◆ 家畜化、大衆化されている（小笠原村の飼養実績の整理）
  - ◆ 適正な飼養方法が確立されている
  - ◆ 適正な飼養指導の体制が確立されている（獣医師などの指導を受けることができる）
- 終生飼養、繁殖制限、飼養数上限、個体識別、逸走防止装置等を義務付けることで、個人の資質・飼養能力に関係なく適正飼養を担保



##### ③ 「①」で整理した生態系への影響リスクに応じ、「②」の適正な管理の徹底が見込まれることで、万が一に逸走しても生態系への影響を限りなく少なくするようにできるかどうかを検討

- ◆ 野外での個体群形成のリスク（繁殖制限や飼い方、動物の生態により定着の可能性が低いかどうか）
- ◆ 希少種等の捕食、食害のリスク（野生下ではすぐ死亡する。または、再捕獲が可能かどうか）



**持ち込み・飼養可能種リスト  
に掲載するペットを選定**

**イヌ、ネコ、ウサギ、  
モルモット、ハムスター  
村内で捕獲した動物**



- ◆ リストは、社会的ニーズ等に応じて見直し等を行う。
  - ◆ その他は、個人の資質・飼養能力も勘案し、適正飼養等に係る一定の条件のもと審査
- 専門家へのヒアリング、審議会等において検討

6

6. 制度（案）の骨子 ～動物の持ち込みの申告義務～

対象者：すべての人（観光客、村民、公的機関等問わず。貨物のみの移動も含む）  
 対象動物：すべての動物（種類、目的を問わず意図的に持ち込む動物）  
 申告方法：持ち込む前に、動物の種類・個体数などを役場に申告

**主旨：持ち込みが認められていない動物に対して一定の検疫をかけるため、持ち込みの申告を義務付ける**

<持ち込み時の手続き方法>

- おがさわら丸乗船による動物の持ち込み
  - ①竹芝客船ターミナルにおいて、申告書及び条例遵守の誓約書を提出
  - ②持ち込み等可能かどうかチェックを行う
  - ③持ち込み等が禁止されている動物を伴っている場合、原則として、持ち込みを断る。
- その他の船、貨物など
  - ①事前に役場へ申告
  - ②持ち込み可能かどうかチェックを行う（関係機関に協力を求める）

<持ち込まれてしまった場合：5万円以下の過料>

船、住居、宿泊施設等から絶対に出さないこと、すみやかに島外へ搬出すること等を指導  
 →必要に応じて動物を隔離など必要な措置をとる

**課題：実効性の体制の構築。持ち込み時のチェックを、どこまでできるかが鍵となる。**  
 村だけでなく、国、東京都、その他関係機関・団体と連携して実施することが重要  
 → 周知期間（運用開始時期）の間に、関係機関と調整し実施体制を構築する。

7. 制度（案）の骨子 ～ペットの登録・適正飼養の義務～

**主旨：適正飼養を担保するため、イヌ、ネコ以外のペットについても登録と適正飼養を義務付ける**

対象者：飼い主（村内）  
 対象動物：すべてのペット（愛玩又は鑑賞の目的で飼養する動物）  
 登録方法：村内で飼養開始30日以内に登録 ※既にネコ条例・狂犬病予防法で既に登録しているネコ・イヌは新たな登録は不要。条例施行後は必要。

- ①適正飼養の基本的な義務：**終生飼養・適正譲渡**（飼養放棄をしない）、**環境衛生保持**（人とペットの共生）、**逸走等防止**（逸走させない） [→次ページ](#)
- ②適正飼養の個別の義務：下表

ペットの種類 (※1)		繁殖制限 (※2)	飼養上限数 (※3)	個体識別	報告 (ヒアリング)
ほ乳類	イヌ(※4)	避妊・去勢	5	マイクロチップ	毎年度
	ネコ	避妊・去勢	5	マイクロチップ 登録用品(首輪)	
	ウサギ、モルモット、ハムスター	避妊・去勢 (※5)	1	マイクロチップ (※5)	
小笠原で捕獲した動物		—	—	—	
その他、特別に許可を受けた愛玩動物		許可条件	許可条件	許可条件	許可条件

- ※1：適正飼養を遵守していても、生態系に影響のおそれのある場合、指導の対象
- ※2, 3：ブリーダー等動物取扱業者などは適用除外。ただし、不適正な飼養実態があれば指導の対象
- ※3：飼養上限数以内であっても、狭い空間での飼養等で不適正な飼養実態があれば指導の対象
- ※4：狂犬病予防法でも登録は必要になる。また同法にもとづき鑑札をつけなければならない。
- ※5：イヌ・ネコ以外にペットについては、繁殖制限、個体識別を努力義務とする。

## 8. 制度（案）の骨子 ～動物の逸走の防止等の義務～

**主旨：すべての動物が小笠原の生態系にとってリスクがあることから、逸走防止措置等を義務付ける**

対象者：すべての人（観光客、村民、公的機関問わない）  
対象動物：すべての動物（種類、目的を問わない）

### ①動物の遺棄の禁止（5万円以下の過料）

すべての動物に対し、遺棄を禁止する

c f：動物愛護管理法（哺乳類・鳥類・爬虫類については100万円以下の罰金）

### ②動物の逸走防止措置

- ・逸走の防止とは：人の管理下でない状態  
ペットについては基本的に室内飼養（イヌの場合は、リード装着での外飼いも可）  
その他の動物については、その動物に応じて適切な管理下におくこと
- ・既にきちんと逃げ出さないよう問題なく飼って頂いている方に、新たに追加措置を求めるものではない。  
→飼っている動物が逃げ出さないよう、十分注意することをお願いする。

※稚魚、子ガメの放流、養蜂、動物の野生復帰等を規制するものではない。

### ③逸走時の搜索・通報

逸走してしまった場合、自ら搜索するとともに、村役場に通報する

### ④逸走した場合の原因者負担

関係機関が捕獲等その他必要な措置をとった場合、その費用を原因者が負担する

観光客が飼っていた  
インコが逃げてし  
まったこともある

